

演題：「大増税時代に異議あり」

講師：森田 義男 先生（税理士・不動産鑑定士）

■情報発信（広岡裕児氏）

私（佐藤）の旧友でフランス在住のジャーナリスト、広岡裕児氏から原発大
国のフランスで原発の不具合が発生。電力費用が高騰している状況をご報告い
ただきます。

広岡氏：現在、フランスでは主食であるパン屋さんの倒産が起きているとの報
道もありました。

原因は原子炉の定期点検で数ミリのヒビが入っていることが発見され、全体
で56基ある原子炉の約半分が止まってしまい、電気代が高騰しているため。
パンを焼くには大量の電気を使うため、前年比で10倍にもコストが跳ね上が
っている。フランス政府は今後全エネルギーに占める原子力発電の比率を
70%から50%へと下げる方針で、代わりに再生可能エネルギーへの転換を急
いでいるという。

■主宰者挨拶（佐藤氏）

新聞によると岸田政権は減税を検討しているとのことだが、これは取り過ぎ
た税金を返すというものだから、本当の意味で減税と言うかどうかは微妙だが、
与党からも消費税の税率を5%にしろという意見もあるようだ。しかし、それ
は難しい。財務省にとっては**打ち出の小槌の消費税**だから、せっかく10%まで
引き上げたものを元に戻すことなどありえないと思う。しかし、払う国民にと
って消費税は庶民泣かせの税金となっている。岸田さんが消費税に手をつける
ことは100%ないと思うが、それでこの国は立ち行くのかどうか。その辺のコメ
ントも含めて、森田先生のお話を伺おうと思います。では先生、お願いします。

■講演 森田義男先生

お手元に私の本を置かせていただきました。その巻末に私の略歴が載ってお
ります。私は信託銀行で不動産の仕事を10年間やっていましたが、面白くない
のでやめて、たまたま持っていた税理士の資格で税理士業を始めました。不動
産屋が税理士になったわけです。とはいえ、そのときはもう40歳になっていま
したから、いまさら普通の税理士業をめざしても、とてもほかの税理士先生に
は太刀打ちできません。そこで、不動産に関係する相続税とか譲渡税とか、固
定資産税など不動産がらみの税金に特化してやってきました。

そうした経験から書かせていただいたのが、この本ですが、これは最高にいい本です。書いた本人が言うのですから間違いありません。そこで、今日の本題は「不公平税制」であります。その前に、この本を使って、皆さんが興味をお持ちだろう話を少ししてみようと思います。

遺産分割には家族の円満が一番

まず、皆さんも適齢期になってきていると思いますが、相続税の問題です。相続税対策では様々なことが言われていますが、順番を間違えてはいけません。なにが一番大事かといえば、それは何とんでも「家族の円満」です。

なぜなら、遺産分割協議が一丁目一番地だからです。ここを乗り切ることが最大のポイントです。そこがいわゆる「争続」になって、調停だ、裁判だとなったら、もう目も当てられない。

「争続」を防ぐ手段の一つに遺言がありますが、私はあまりお勧めしません。

兄弟姉妹でもめることがはっきりしているような場合は必要ですが、そうではなく、普通の家庭で何とかなるだろうと思える状態なら、遺言は書くべきではありません。その理由は、家族が円満になる遺言を書くということはとても難しいからです。その辺の細かいことはこの本に書いてあるので、あとでじっくりお読みください。

一つだけ言えばこういうことです。親父が死ぬ5年前に遺言を書いたときは、本人は当然、財産はすべて自分のものだと思っている。しかし、家族が遺言書を開くときは、親父はもういませんから、相続人は皆さん、財産は自分たちのものだと思っている。この「時間差」が問題です。これを自分たちで分ければいいという認識になっている。わかりやすく言うと、遺言による親父の指示など「余計なお世話」という意識に変わっているのです。

遺言書は所詮専門家のビジネス

もう一つ言えば、小規模宅地特例という「大特例」がありますが、これにピッタリ収まるような遺言など素人が書けるわけがありません。アドバイスすべき弁護士は不動産のことなど知りませんし、信託銀行も危なくてしょうがない。彼らは遺言を商売にしたい話だけのことです。

遺言など書かなくても、生きている間に、奥さんや子どもたちに口頭で言っておけば済む話です。そこで、もし言われた奥さんがヘンな顔をしたら、「ウム、何かあるな」思って、事情を聞き、「そうか、そうか、それならこうしよう。あとで、子どもたちにはこう言っとくから」と言っておけばそれで済む話です。

使える家族信託

成年後見人制度はお勧めできないが、家族信託は悪くない。例えば、こういうことができます。子どもがいない夫婦の場合、旦那が死ねば全財産は奥さんにいきますが、その奥さんが死ぬと、全財産が奥さんのほうの親族にいつてしまう。それは「勘弁してくれよ」ということで、やはり旦那にしてみればもともとは俺の財産なんだから、俺のほうの親族に継がせたいと思う。しかし、それは遺言ではできません。

家族信託を使えばそうした先の遺産承継についても決めておくことが可能です。

本日のメインイベント、アッと驚く累進課税

次に、「アッと驚く累進課税」とありますが、これが本日のメインイベントになります。本の 59P を見てください。そこに相続税の税率表とあります。課税対象額が増えるにつれて税率が 10%、15%、20% と上がっていきます。ただ、実務ではその下にある速算表を使います。

例えば課税対象額が 1 億円～2 億円以下だと税率は 40% ですから、1 億 5,000 万円なら、それに 40% を掛けて、そこから控除額 1,700 万円を引けとなっています。「これって、何なの」ですよ。この意味がわかっている人はあまりいない。

これがわかると累進課税の何たるかがわかります。

例えば所得税。皆さん、所得税って難しいと思っていますよね。私も思います。なぜか、累進課税だからです。相続税も累進課税です。累進課税は課税対象額が増えると税率も上がります。そうでないのは比例税率といいます。消費税 10%、いくら消費しても 10% です。ほかには証券税制の配当金、ズーッと 2 割です。法人税も基本的には比例税率です。

累進課税は相続と贈与と所得課税の 3 つだけとなります。相続税なら 1,000 万円までは 10% ですが、それ以上になると税率もなぜか増えてくる。1,000 万円から 3,000 万円までが 15%、3,000 万円～5,000 万円までが 20%、5,000 万円～1 億円が 30%、1 億円～2 億円が 40%、2 億円～3 億円が 45%、3 億円～6 億円が 50%、6 億円超が 55% と、（黒板に線を引いて）こういう感じです。

それぞれ横に引いた線を縦の線でつなぐと折れ線グラフになります。この折れ線グラフが意味するところをこれから説明します。本来、1 億 5,000 万円の課税対象額であれば、その税額の計算ははじめの 1,000 万円まではその 10%、1,000 万円～3,000 万円までの 2,000 万円についてはその 15%、同様に 5,000 万円までの 2,000 万円は 20%、1 億円までの 5,000 万円は 30%、残りの 5,000 万円は 40% を乗じて、それらをすべて合計することになります。

しかし、これではあまりに面倒なので、速算表にしているわけです。この速算表をグラフ化したのが（黒板を指して）これです。この40%の税率に達するまでの折れ線グラフの上の部分、この面積の合計が速算表にあった控除額の1,700万円に相当します。

ここまではわかりますよね。結果として1億5,000万円の課税対象なら、相続税額は4,300万円です。この4,300万円を1億5,000万円で除すると28.6%です。28%も税金で持っていかれたことになります。そこで質問です。この人はあと1,000万円課税対象額が増えたら、どうなると思うでしょう。1,000万円の預金があるのを忘れていたと。そうすると、あと280万円税金で持っていかれるなど考えるでしょう。しかし、実際は違います。1,000万円増えたら、400万円持っていかれます。なぜなら、その1,000万円には40%の税金が掛かるからです。逆に、課税対象額を2,000万円減らしたら2,000万円×40%で800万円税額が減ります。要は40%の税率が掛かるこの部分が勝負です。この40%を私は「限界税率」と呼んでいます。

ここまではわかったと思いますが、これからが大変です。実は今の話は法定相続人が一人だった場合です。2人だったらどうなるか。同じではありません。日本の相続税は財産がいくら残ったか、ではありません。「法定相続人が2人か。それなら半分こするよね」となります。

1億5,000万円の半分は7,500万円ですから、（黒板の折れ線グラフの5,000万円と1億円の真ん中を指して）ここです。長男と次男は別人ですからそれぞれ7,500万円が課税対象となります。それぞれが、10%部分から計算してその合計額を出すこととなります。それぞれ、限界税率は30%になります。法定相続人が増えれば増えるほど、一人の取り分（課税対象額）が減り、限界税率が下がります。つまり、ちょん切るわけです。累進課税を節税するには養子縁組をして相続人を増やし、ちょん切ればいいわけです。そこで、平成元年頃ですが養子縁組は一人までしか認めない（実子がいなければ2人まで）という制限が設けられました。

贈与税の話

次に同じく累進課税の贈与税の話です。しかし、110万円の基礎控除がありますから、ちょん切るのは簡単です。暦年課税ですから、今年と来年とに分けてしまえばいいわけです。あとは、奥さんや子どもに分けて贈与する。暦年の期間と受贈者が増えるほど贈与税を抑えることができます。

分離課税の話

所得に掛かる税金は総合課税と分離課税に分かれます。分離というのはちょ

ん切ることをいいます。ちよん切ったあと、累進課税にもっていくのか、比例課税にもっていくのかが分かります。比例税率にもっていくのが証券税制です。証券税制ほど金持ち優遇策はありません。証券をやっているような人たちは、ほとんど限界税率が4割ぐらいにはきています。それが株式の配当で得た所得には分離されて2割の税金しかかかりません。「ふざけるな」って話ですよ。仮に配当課税が総合課税だったら、1億円を超えたあとはすべて4割の税率になります。

さすがに、土地を売って得た利益に累進課税はないだろうということで分離課税になっているのはわかりますが、証券税制は不労所得ですよ。汗水たらして得た所得（勤労所得）とは性格が違います。

最大の相続税対策

本の70Pをご覧ください。「最大の相続税対策」とあります。それは腕のいい税理士に頼むことだと書いてあります。誰だとは言いませんが、わかりますよね（笑）。

腕のいい税理士の3要素は①不動産に強い②税務署に強い③依頼者に弱い（優しい）の3点です。一般の税理士は不動産のことわかりませんし、税務署には弱いです。否認されるのが怖いからです。否認されない方法は簡単です。高めに評価しておけば否認されません。ある税理士が自慢げに「私はこれまで相続税申告で一度も否認されたことがありません」と言っていました。当たり前ですよ。

具体的相続対策＝小規模宅地の特例

相続税対策はこれまでさまざまなものが考案されてきました。しかし、そのことごとくがつぶされてきました。お役人はその点は本当に頭がいいです。しかし、唯一、彼らが認めているのが小規模宅地の特例です。なぜだかわかりますか。これは自分たちのための税制特例だからです。自分たち、つまり平均的な公務員が相続することになったときを考えると、これがあれば相続税は掛からないだろうということをつくったのが小規模宅地の特例です。

自宅が相続税評価で5,6,000万円、預貯金が2,3,000万円としましょう。そこで居住用の自宅をなんと8割減するわけです。そうすれば、都内のいいところに住んでいたとしてもなんとかギリギリ、免れるわけです。

土地の時価を知る

世の中（の人）は恐ろしいほど不動産を知りません。皆さんは別です。しかし、金融マン、ファイナンシャルプランナー、税理士、まったく知りません。

まして学者、役所ぜんぜんだめです。そのだめな役所が何をやっているか。なんと、相続税の土地の評価規定を作っています。冗談ではすまされません。固定資産税評価も作っています。だから、私は怒って裁判をやるわけです。

典型的なのが旗竿地です。80坪の土地を兄弟2人で分けるため分筆しますが、奥の土地は接道部分の間口が2メートルなければ建物が建ちません。建物が建たない土地なんてほとんど無価値なわけです。しかし、2メートルはなくて、1.8メートルというのが意外に多い。なぜなら、この分筆が昭和47、8年頃までは1間（けん）幅だったからです。分筆を頼まれた土地家屋調査士が接道義務を知らなかった。当然ですよ。彼らは建設省ではなく、法務省の所管ですから。昭和50年代になって、ようやく2メートルなければいけないことが知れ渡り始めました。

ここでお立合い。皆さん、この1.8メートルしかない奥の土地は、普通の土地が100円だとしたら、いくらになると思いますか。

私なら、20円ぐらい。これが市場価値ですよ。業者さんが買って、周辺の土地を少しくっつけて20センチ広げることを考えるでしょうから。ところが、不動産鑑定士さんは市場価値を知りませんから、どうやって評価するかというと、まず2メートルあると思って評価し、その額から20センチ×10メートル（竿の部分の長さ）の面積2平方メートル分の評価価格を引くわけです。まさにペーパーで勉強した鑑定士さんならではの発想です。私が起こした裁判でも、かろうじて2平方メートル分だけ評価を減らすことができました。こういうレベルですから、お話しになりません。不動産はペーパーではなく、実務（市場価値）の世界なんです。

消費税について（まえおき）

以上はいわば番外編で、これからが本番のお話です。まず前置きです。

経済安定の鍵を握るのはなんとといっても中間層です。昔、一億総中流といわれた時代がありましたが、私はあの頃が一番良かったと思う。例えば、皆さん、昔の東京オリンピックの頃を思い出してください。あの頃、皆さん、ひもじかったですか。貧乏でしたか。生活水準になにか不平不満を感じていましたか。なにもなかったと思います。たまたま高度経済成長が続いていたからかもしれません。しかし、今はどうですか。

そこで、ここからは私の独断でいきますが、皆さんは絶対的な裕福さ、豊かさを求めていますか。それとも他者と比べての相対的な豊かさや富を求めていますか。断然、相対的な価値ですよ。間違いありません。だから、一億総中流のときはみんな、一緒ということで納得して満足していたわけです。今は何が問題かといえば、格差ですよ。今の成功者は絶対的な価値、富を求めています。

す。個人で何兆円もの資産を持っている人が世界にはいっぱい出てきました。私にいわせれば、1億稼ごうか、5億稼ごうか、もうある一定額を超えたらどこまでいっても同じですよ。絶対的富などに意味はありません。

ところが、国の政策を見てください。いまだにGDPとか言っていますね。あれは絶対的水準ですよ。GDPを成長させることができれば、その果実を国民に配ることができるという論理です。バカ言っちゃいけません。いいですか。生活水準が5%上がったとしましょう。そのときは、さらに、もっと上の水準を求め始めます。人間の欲望には限りがないからです。消費を喚起すれば、それだけ欲望も強まります。つまり、絶対的富を追いかけている限りどこまでいっても満足できません。だから、昔の東京オリンピックの頃が良かったわけです。

地球にも限界があることを踏まえれば、いつまでもGDP成長論ではいけません。ましてや、GDPを伸ばそうとして、雇用の規制を緩め、非正規雇用が増えました。その結果、生活水準は上がりましたかと言いたい。

消費税について（その本質を考える）

消費税の本質は誰もが言っていますが、直接税です。第二の法人税です。間接税との説明はごまかしに過ぎません。なぜごまかしか。間接税の典型は酒税、たばこ税、ゴルフ利用税などですが、これらは必ず価格に転嫁されています。価格に転嫁されているかどうか、間接税がどうかの決め手になります。

その点、消費税はどうですか。価格に転嫁（値上げ）するかどうかは事業者の判断で、弱小業者はできません。なかでもフリーランスの方々は弱いですね。今まで10万円で商品を納めていた取引先に消費税分の1万円上乗せしてくれとは言にくい。言ったら「何、別に君でなくても頼める人はほかにもいるよ」と言われてしまいます。

こうした売上高1,000万円以下の弱小業者の多くは価格転嫁の力がありません。だから免税は当然です。ところが、この免税事業者にまで消費税の網をかぶせようというのが今回のインボイス制度です。インボイスとは料金の支払先が納税していることを証する書面のことです。この網をかけることで、増える税収はたったの2,500億円しかありません。

この制度が始まると、弱小業者はインボイス取得事業者としての登録がないと取引先は仕入れ税額控除ができなくなるので取引から外される可能性があります。とって登録すれば納税義務が掛かります。フリーランスら小規模事業者の反対運動は当然というべきでしょう。結局、消費税というのは大衆課税です。とりわけ、小規模事業者は搾り取られ、やせ細るばかりで格差拡大がさらに進みます。

金持ち優遇は目を覆うばかり

ここからは、税率から見る格差社会という話をします。ちなみに、米国の所得税における「限界税率」はこうなっています。アイゼンハワーからケネディの時代は 91%でした。超富裕層はとんでもない高額の税金でした。並みの富裕層でも 50%以上の税を払っていたわけです。それが、ジョンソン時代は 70%、ニクソンで 77%、フォード/カーターで 70%、レーガンは 50、38、28%と下げました。ブッシュ 28、31%、クリントン 31、39%、ブッシュ 35%、オバマ 35%です。

レーガンの時代に一気に下がり、新自由主義、格差社会への流れが生まれたといえるでしょう。

日本の限界税率はどうかというと、事実上米国の後追いになっています。74年から 93%、84年から 88%、87年から 78%（中曽根政権、ロンヤス時代）、88年から 76%、89年から 65%（竹下政権）、99年から 50%、2015年からは 55%です。アメリカに比べると若干高いのは日本にはヤキモチ体質があるからともいわれています。しかし、考えてみれば、金持ちは 4,000 万円（2015年からの課税対象額）どころか、何億も稼いでいるわけですから、55%持っていかれても関係ありません。そういう人種にとってみれば、限界税率も比例税率のようなものです。

もっといえば、稼ぐ人にとって限界税率は分離課税のようなものですよ。

しかも金融所得課税（分離課税）を見ると 2002年までは 26%です。本来なら総合所得課税（累進課税）すべきものを分離し優遇してあげているわけです。にもかかわらず、それが 2003年からはなんと 10%です。それはあまりに低すぎるだろうということでも元に戻そうということになったのですが、もたもたして、やっと 2013年になって 20%になりました。岸田さんは総理になったとき、言っていましたよね。これはやはりせめて 25%に戻すべきだと。それが、いつのまにか消えてしまいました。

大衆を苦しめる消費税

このように、所得税で金持ちには目いっぱい優遇しておきながら、消費税で一般庶民を苦しめているのが現在の状況です。ちなみに消費税は 89年の竹下政権下に 3%で始まり、97年 5%、2014年 8%、2019年 10%と上がってきています。先ほど、消費税の本質は直接税で第二の法人税だと申しあげましたが、その法人税はご承知のように現在、どんどん下がってきています。85年当時は 43%と高かったのが、現在は 23%まで下がっています。ですから、国税の税目別税収割合を見ると、23年現在で消費税が 41%で一番多く、法人所得税は 25%、

個人所得税が 29%です。

国の借金を増やしたのは予算獲得主義

金持ちや企業を優遇しておきながら、庶民には増税という流れの背景には国の借金が 1,000 兆円を超えて大変だから取りやすいところから取るという考えがありますね。しかし、私に言わせれば国の借金がここまで増えたのは財務省の主計局が財布のヒモを緩め緩めっぱなしでできたからですよ。一番優秀な役人と言われている彼らですが、なんなんだよといった感じです。というよりも、より本質的なことをいえば、各省の予算獲得至上主義が悪の根源。予算をいっばい取ってきた人間が省内で出世する。誰だって出世したいから、無理筋でもなんとか予算を取ってこようと頑張る。こんなことをやっていたら、財政が膨らむのは当然でしょう。私に総理大臣をやらせてくれたら、私は予算を前年比で減らした人間が大出世するシステムを中央官庁に導入しますよ。そうすれば現在 100 兆円を超えている年間予算も 10 兆や 20 兆円はすぐ減るでしょう。天下り先機関もどんどんなくなっていくでしょう。これまでは先輩を立ててきましたが、自分の出世が掛かっているとすれば話は違います。誰だって自分が可愛いですから。

〈質問コーナー〉

Q. 佐藤一雄氏；庶民にとって消費税の負担が重くなってきている。私は悪税だと思うが、最後のグラフでも国の税収全体の 41%にもなっている。しかし、岸田さんが消費税に手を付けるとはとても思えない。財務省にとっても俺たちの仲間がやっと親分になったんだから、おいしい消費税を減らすなんてことは考えていないと思う。では会場からの質問をどうぞ。

Q. 櫻井裕氏 (ジーク)：証券税制の分離課税率を上げるべきとの話があったが、税率を上げると株価が下がって景気が悪くならないか。

A. 森田氏：株価が上がろうが下がろうが、まず適正な税金を負担してもらうことのほうが大事。株が下がったら下がったで、それが実力なんだから仕方ない。

Q. 佐藤氏：国の経営上、株価が上がれば景気がよくなったと思わせる効果はある。しかし、それが国民の生活にどのように影響するかは難しい問題だ。

A. 森田氏：10%はもちろん、20%にしたって政府の人気取り政策でしかない。

Q. 佐藤氏：岸田さんは確かに 25%に戻すようなことを言っていたが、結局大企業に気を使ったのか、あやふやにしてしまった。大企業の経営者にしてみれば株価が高いほうが胸を張れます。また、昨今は株価自体が会社経営の評価につながってしまうような傾向もある。

Q.本多信博氏（評論家）：森田さんも我々ジャーナリストも政府批判を繰り返しているけど、結局世の中変わらない。そこが歯がゆくて仕方ありません。

A.森田氏：私は右でも左でもなく、おかしいことをおかしいと言っているだけ。とはいえ、相対的には左っぽくはなっていると思う。それにしても、なんでみんなはこんなに右傾化してしまったのかなとは思う。“三角大福中」の頃の自民とは悪くなかった。でも自民党に票を入れたことはなかった。なぜなら、緊張感をもってやってもらいたいから、野党に入れていました。でも小泉さんまでは、まあまあだったが、安倍さん以降は話になりませんよ。嘘ばっかりついて平気である。嘘はだめでしょ。それを許してしまう国民も不思議です。世の中が変わらないのは国民性もあるが、一番大きいのはマスコミの墮落でしょう。

Q.佐藤氏：先生の著書『怒りの路線価物語』がダイヤモンド社から出版されたのはいつですか。

A.森田氏：平成4（1992）年です。

Q.佐藤氏：森永卓郎さんの『ザイム真理教』という本が今年出ましたが、そこに至るまではいろんな出版社から断られていたそうですよ。ダイヤモンド社からも断られました。結局出版を引き受けてくれたのは「三五館シンシャ」というほんとに小さな会社らしいです。

要するに、ダイヤモンド社が森田さんの『怒りの路線価』を出してから今日までの30年の間に日本のマスコミの力がそこまで落ちてしまったということです。財務省を批判するような本は日本の大手マスコミは出さなくなりました。

森田さんは世の中全体が右傾化していると言ったが、確かに座標軸が動いている感じはする。我々庶民は海にプカプカ浮いているようなもので、自分がどこにいるかは分かりにくい。だから、こうした本の出版がいつからどれぐらい難しくなったかという具体的な事象で、それを推し量ることも大事だ。

Q.飯田雅隆氏（毎日リビング）：消費税、所得税、住民税などあるが、日本は諸外国に比べて税の負担は重いほうに入るのか。

A.森田氏：よく言われるのが間もなく「五公五民」になるねと。いわゆる社会保険料を含めてですけど。「五公五民」は民間が稼いだ50%はお上が取り上げて、残りの5割で生きてくださいということです。これは高いようだけど、北欧にはもっと高いところもあるようだし、欧米よりも若干高いということで、日本が突出して高いとは言えない。

Q.佐藤氏：突出しているか、していないかという問題はありますが、**そもそも具体**

的にどんな給付がなされているのか、生活保護とかですね、あれは今、百何万人しか受けてないですが、**社会保険の形が北欧と比べてどうなのかという議論をしないと数字だけ比べても意味がない。**

Q.広岡裕児氏（フランス在住ジャーナリスト）：私は子どもが一人いますが、**小学校から大学までフランスでは学費はほぼゼロでした。**森田先生の話聞いてふと思ったのは、もし日本に住んでいたら、あの子に何百万円使っただろうかと。だから、税金の数字がどうかという話と実際の生活がどうなるかは別物だと、すごく思いました。また、証券税制ではEUでは所得に掛けるのではなく、すべての金融商品、FXとかなんでもすべての商品そのものに掛けています。一方、消費税は普通の商品には一律に税率を掛けますが、金融商品になるとゼロです。金融商品に掛けている税は1%とか5%とかそんなものですが、証券取引は1秒間2000回とか、もっとすごいかもしれません。だから1回の取引に1円取ったとしてもすごい金額になるわけです。計算したら1日8時間で300日、1年で172億円の税収になります。このように、**すべての取引に税を掛けたほうがニュートラル（公平）になると思う**が森田さんはどう考えるか。

A.森田氏：昔、日本にも証券取引税というのがあった。ところが証券業界からの圧力でなくなった。株価上げるためには証券取引税は撤廃すべきだという主張が通ったわけ。おっしゃるように、ITを使って今は1秒間に何件もやっているわけだから、取引そのものに掛けるとするのは面白いと思う。株をやるのはやっぱり金持ちですから、やったらいいと思いますね。貧乏人から金をとるのは反対です。少子化対策にも反します。

A.佐藤氏：**明石市長だった泉さんがやった政策**が5つぐらいあるが、出産したあとの子育て支援が一つ。ほかにも、中学までは給食費を明石市が負担するとか、高校の授業料は市が負担するとかやりました。その間、関西では人口が一番伸びた。

こういうように、具体的に子育てをどういう風に支援するかというのが大切なところになる。

Q.喜多秀正氏（喜多金属）：金持ちから取るという話は賛成だが、その金持ちも例えばアメリカで本当の金持ちといわれる人たちはほんの一握りしかいないのにGDPの大半をもっていってしまうわけでしょ。そういう**超金持ちは税金がいくら上がっても、海外に資産を移すとか、お金をかけて税金逃れの方法をいっぱい持っています。**超金持ちから金をとって、庶民に分配するのは**税制では限界があって、ほかの仕組みを考えたほうがいいのではないか。**

日本でいえば、松下幸之助さんのように高い税金をいっぱい払いながらも素晴らしい仕事をした人たちもかつてはいたが、今の経営者に高い税金をかけたから、やる気を失わせることにならないだろうかと懸念する。

その一方で、**成功した経営者の中には財団をつくって税金を払わない人も**いる。その財団が本当に社会のために仕事をしているならそれでもいいかと思うが、そうばかりとも言えないのではないか。

A. 森田氏：私も今のご意見には賛成です。日本では、納税ということに偏見があって、「アホがやるもの」という見方がある。なんでそんなに税金を払うのか、俺はこんなに税を少なくしたぞとって自慢する文化がある。私は稼いだら払います。脱税は商売柄、やったら話になりませんからね。納税することに誇りを持っています。**納税に誇りを持つ文化を日本人は持つべきですよ。**

とはいえ、寄付というのがありますね。数億円の財産があるが、お子さんがいないという人の場合ですが、そういう人に寄付を勧めることは私もしています。しかし、財団の中には役人が天下ってきているところもいっぱいあります。そんなところに、なんで寄付するんだという気もします。

Q. 喜多氏：確かにバブルで役人が調子に乗り過ぎたこともあった。その影響か、今は優秀な人間が国家公務員試験を受けなくなっている。では、バカな政治家に国を任せていいのか。やはり、日本には優秀な官僚制度が必要ではないのか。だから、**優秀な役人には退官後も報いてやっていいのではないか。**

Q. 佐藤氏：そういう面もありますね。民主党政権の時に天下りができない制度をつくった。そこで官僚たちが考えた対策は「天下りしなければいい」ということで、現役のまま出向というかたちで外に出し始めた。昔は50歳になると肩たたきをして、天下りさせていた。今は50歳になっても肩たたきしないで現役のまま、出向しています。つまり、出向しても60歳になるまでは一般財源を使って面倒を見ているわけです。**民主党は「天下り」というそこだけを見て規制したわけだが、それはなんの意味もなかった。**やはり、喜多さんが言うように官僚制度全体を見て、彼らにどういう風に働いてもらうのが一番いいのかという視点こそ持たなければならない。

A. 森田氏：優秀な役人とおっしゃいますが、優秀とはなんのかですよ。難しい試験に受かったから優秀なんですか。そうじゃなくて、**日本はこれからどうすべきか、そのために自分はなにをすべきかという使命感があるかないかでしょ。**ペーパー試験が優秀なら、そういう使命感もあるだろうという前提では話になりません。

私の私案を申し上げますと、まず、あの特定大学をバラします。それから最低限の一次試験をやって、あとはくじ引きで3分の1に絞ります。くじに当たっ

た学生には面接をやって、これまでどういう生活を営んできたかといったことを聞きながら人間性を見ていきます。司令塔になる人間に必要なのは、ハートですから。

しかし、今のシステムは難しい試験に受かった人間に「君はエリートだ。君たちが日本を支えていくんだ」とおだてまくっていると思います。そうすると、学生の時はいかに純粋な志を持っていた人間も舞い上がってしまう。そういうふうに洗脳したほうが、先輩は自分の部下として使いやすくなるわけです。

Q.喜多氏：先生が今言われたのはバブルの頃までの話ですよ。今の役人の姿が果たしてそんなに舞い上がった人種かといえば、私は違うと思う。確かに、大蔵省に入って、若いうちから税務署長になって、舞い上がってしまう人間もいるが、今はそういう人間は出世できていない。

A.佐藤氏：出世するかどうかはむしろ人脈が大きい。私が知っている建設省のある事務次官は、前の前の事務次官の娘さんと結婚しました。建設省の例でいうと、だいたい課長のときに事務次官候補を3人ぐらいに絞ります。そのときに、建設業系（発注する側）の課長をしていないと事務次官にはなれないという不文律がありました。

その後、建設省も変わりました。それまでは不動産課長をやると絶対事務次官にはなれなかったのですが、四十何年入省組から初めて、不動産課長経験者から事務次官が出ました。



ついでに、この間広岡さんからうかがった中で面白かったことをお話しますと、NPOがその活動報告を国にしますが、それを貸借対照表のかたちで出すときに、参加している人たちの最低賃金と人数を掛け合わせたものをコストに入れて貸借対照表をつくるらしいです。何を言っているかということでは日本の場合は慈善団体がなにか活動をしたときに、それは無償なんだという考え方がありますが、そうではなくて、無償なんだけど、それを労働力に換算すれば最低賃金との絡みでどうなっているかということも報告する発想が日本にもあったほうがいいのではないかと思います。広岡さん、ちょっとフォローしてくれますか。

A.広岡氏：非営利団体がボランティアでやっているときに、それを“可視化、しよう”ということです。つまり、今の経済の中で、ボランティアというのはあり得ないわけです。非営利団体も経済団体の中に入っていますから。だから、そこをはっきりさせないと搾取の対象になるかもしれないし、あるいは不公平にもなるので、貸借対照表でもボランティアの人たちが現物支給したものの価値を、最低賃金と働いた延べ時間との掛け合わせで可視化するわけです。

Q.飯田氏:実務的質問ですが、企業は基本的には永続していくものなので法人税を下げることは意味があります。ただ、日本の中小企業の場合は親から子につなぐときに相続税で切られてしまうので永続性はなくなります。そうすると、**日本の中小企業がどんどんへたってくるのではないか**。先生はそういう中小企業にどのようなアドバイスをしているか。

A.森田氏:私の場合はそういう事案はありませんが、それが大問題であることは確かです。ですから事業承継税制というのがあって、農家には納税猶予制度があります。それから今、話題のジャニーズ事務所の彼女も事業承継制度を受けたからその分の税金は払わないで保留しているわけです。そのかわり、5年間社長をやっていないといけないというようなことをクリアしていけば事実上無税で承継できるという制度はとりあえず手当されています。

<参加者の声> アンケート(印象に残った点)より

★講演内容は一般的で興味深い内容で、配布資料も充実していた。

(喜多金属株)

★国税の徴収割合で消費税の割合が多い現実がわかった。

(株)ジーク不動産事業部)

以上